



**富山県告示第141号**

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都中央区日本橋本石町 4 - 6 - 7 日本橋日銀通りビル 5 階  
地銀ネットワークサービス株式会社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和 7 年 4 月 1 日

**富山県告示第142号**

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都港区港南一丁目 8 番 27 号  
株式会社しんきん情報サービス
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県税に係る徴収金の収納事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年4月1日

### 富山県告示第143号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

北海道札幌市中央区南9条西5丁目 421番地

株式会社セイコーマート

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県税に係る徴収金の収納事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年4月1日

### 富山県告示第144号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17

号) 第151条の2の規定により告示する。

令和7年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和7年4月1日

#### 富山県告示第145号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都港区芝浦三丁目1番21号  
株式会社ファミリーマート
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年4月1日

### 富山県告示第146号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の 2 の規定により告示する。

令和7年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番の 1  
株式会社 ポプラ
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和7年4月1日

### 富山県告示第147号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の 2 の規定により告示する。

令和7年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5-1

ミニストップ株式会社

- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和7年4月1日

#### 富山県告示第148号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号  
山崎製パン株式会社
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県税に係る徴収金の収納事務
- 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和7年4月1日

## 富山県告示第149号

### 指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年4月1日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
東京都品川区大崎1-11-2  
株式会社ローソン
  - 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
県税に係る徴収金の収納事務
  - 3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
  - 4 指定公金事務取扱者を指定した日  
令和7年4月1日
-

